森林環境整備事業費補助金

森林病害虫、自然災害等が原因で枯損等を生じ、住宅、公衆用道路等に倒木等の被害を与えるおそれのある危険な樹木の除去を実施する方に、補助金を交付する制度です。

	森林環境整備事業費補助金
対象となる方	市内に森林を所有する者 ※ <u>静岡県が定める地域森林計画の対象となる民有林(通称5条森林)に限る。</u> ※所有者が複数人の場合、同意書を添付。 対象地は市農林課でお調べできますのでお問い合わせください。
対象となる事業内容	危険木の伐採(病害虫の場合は、くん蒸、破砕、焼却も可能) ※危険木とは 5条森林内において、枯損等の危険な症状があり、住宅や道路に被害を与えるおそれのある もの。(単なる支障木伐採や枝払い、被害対象のない山奥の樹木等は対象外。)
補助額	専門業者に委託した費用(10分の10以内) ※上限額は20万円
申請手順	 必ず実施前に申請してください。(実施後の申請は対象外) ① 危険木の場所を特定、写真撮影 ② 見積書を業者に発行してもらう ③ 補助金の申請を行う 【申請に必要な書類】 ア)交付申請書(様式1) イ)事業計画書(様式2) ウ)見積書 ※見積書がない場合は申請できません。 エ)危険木の位置図と写真 オ)森林所有者を確認できる書類(登記簿、納税通知書等) ※所有者が複数人の場合、同意書を添付 カ)通帳の写し
その他	① 補助については、予算の範囲内で実施。② 年度内1回の申請に限る。③ 補助対象が確認するため、申請前に必ず相談してください。

補助金交付(支払い)までの流れ



申請書の提出

交付申請書に位置図・見積書などの必要書類を添えて申請 口座情報がない場合は、併せて口座情報も登録 ※申請前に危険木の処理をした場合は対象外



補助金交付決定通知書

審査終了後に市役所が送付 決定通知の到着後に危険木の処理を行う



危険木の処理

<u>※処理後の写真を撮影する</u>

※処理の際の領収書は保管



実績報告書の提出

実績報告書に撮影した写真・領収書を添えて提出



補助金交付確定通知書

審査終了後に市役所が送付



請求書の提出

最後に請求書を提出 (押印必須)



補助金交付(支払い)

指定の口座に市が振込み

お問い合わせ 伊豆の国市役所 農林課 電話 055-948-1460